

前回（平成 27・28 年度定期申請）からの変更点及び注意点について

1 各資格共通の変更点等

(1) 前回からの変更点

- ① 暴力団排除に関する誓約書を提出してください。
- ② 資格要件に、「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」のすべてにおいて加入若しくは適用除外であることが追加されました。

いずれか一つでも未加入がある場合は、申請を行うことはできません。

なお、審査基準日までに未加入保険に加入した場合については、保険に加入したことが確認できる書類及び直近の保険料領収書を確認することで申請することができます。

また、適用除外に該当する方は、届出義務が無いことを証するため、「社会保険等適用除外申出書」の提出が必要です。

(2) 注意事項

- ① 納税証明書及び提示書類は、原則、原本を提示してください。
- ② 申請書や付票等の様式は、公社ホームページよりダウンロードして作成してください。

2 建設工事の資格に係る主な変更点等

(1) 前回からの変更点

- ① 提示書類について、やむを得ない事情により原本の提示が困難な場合は、提示書類の写しに原本と相違ない旨、代表者の記名押印による証明をしてください。
- ② 許可更新についての変更届は、更新後の有効期間の初日以降に届出してください。また、郵送により変更届を提出する場合で、変更届の写し（受理印のあるもの）を必要とするときは、返信用の封筒（要切手貼付）を同封してください。
- ③ 申請書の代表者について、代表者が複数いる場合は、当該資格を所掌する代表者を記入してください。

(2) 注意事項

- ① 資格要件「建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること」を確認するため、建設業許可通知書の許可業種について、審査基準日が有効期間の初日から2年に満たない場合は、それ以前から当該許可を受けていた更新前の建設業許可通知書の写しを提出してください。

3 設計等の資格に係る主な変更点等

(1) 前回からの変更点

- ① 事業経歴書の記載内容については、主なものを10件程度まで記載していただき、残りは「その他〇件」として一括記載が可能となりました。

(2) 注意事項

- ① 資格要件「1年以上（前から）その事業を営んでいること」、「直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること」を確認するため、契約書等の原本を提示していただきますが、それぞれの期間において、履行（完了）したものがが必要です。

4 農業用機械等の購入・賃貸借の資格に係る主な変更点等

(1) 前回からの変更点

- ① 各資格共通の変更点以外の大きな変更点はありません。

(2) 注意事項

- ① 申請書原本の他、第1面のみ写しを1部提出してください。受付後に受付印押印の上、受理票としてお返しいたします。
- ② 年間委任状の委任期間は1年間 限り（翌年の3月31日まで）としてください。